

自然再生基本方針（案）に係るパブリックコメントの
意見の反映について

平成 15 年 1 月 27 日～ 2 月 24 日に実施したパブリックコメント手続きにおいて、98 の個人・団体から、330 件の意見提出。

法律の趣旨に沿わない意見や特定地域の具体的な自然再生事業に係る要望等は除き、基本方針の内容に係る修文意見について精査し、必要な修正を実施。

なお、パブリックコメント意見に対する対応の概要については、別途取りまとめホームページに掲載する予定。

【案に反映した主な意見】

1 (2) 自然再生の方向性に係る修文。

自然環境を守るためには、既存の自然の保全が原則であることを明記すること。

「~~地域の特性に応じた保全に努める~~生態系の保全や生物種の保護のための取組を推進すべきことはもちろんととも、」

自然再生事業を行おうとする地域に隣接して行われている経済活動等が自然再生に影響する場合、事業主体間で十分協議し、慎重に検討することが必要。

「わが国での自然再生を考える際には、地域の自然環境の特性や社会経済活動等、地域における自然を取り巻く状況をよく踏まえるとともに、これらの社会経済活動等と地域における自然再生とが相互に十分な連携を保って進められることが必要です。」

1 (2)ウ 科学的知見に基づく実施に係る修文

自然再生事業は、その予測不完全を考慮して、十分な調査・研究が行われている地域を対象にすべき、と明記すべき。

「自然環境が損なわれた原因を科学的に明らかに~~した上で~~するなど、科学的知見の十分な集積を基礎としながら、自然再生の必要性の検証を行うとともに自然再生の目標や目標の達成に必要な方法を定めることが必要です。」

1 (2)エ 順応的な進め方に係る修文

「自然再生事業の中止を含め」とあるのは、「自然再生事業の中止、原状回復を含め」とすべき。途中でとまったままでは済まない場合もある。

「必要に応じ自然再生事業の中止や中止した場合に周辺環境へ影響が及ばないようにすることを~~も~~含め、計画や事業の内容を見直していく順応的な進め方によることが重要です。」

2 (1) 協議会の組織化に係る修文

専門的知識を有する者の参加の確保が「望ましい」ではなく、「不可欠である」と記述すべき。

「地域の自然環境に関し~~する~~専門的知識を有する者の協議会への参加を確保することが特に重要である望ましいこと。」

5 (3) 情報の収集と提供に係る修文

情報の公開の方法を具体的に明記すべき。

「その際、国は、全国における多様な実施者により実施されている自然再生事業について、その概要と進捗状況を網羅的に紹介するホームページの作成など、効率的かつ効果的な情報の収集と提供がなされるよう手法の検討と体制整備に努めること。」